

# 指定介護老人福祉施設 料金表 (入居)

＜ 日常生活費一覧表 (介護保険外サービス料金) ＞

◎ 日常生活費は若干変更する場合がありますのでご了承ください。

種 別	内 容		自己負担額	
※金銭管理	金銭管理の困難な方については施設事務において管理いたします。		1日50円	
電気使用料	冷蔵庫、テレビ等の持ち込み家電製品に電気代(1台につき)をいただきます。		1日50円	
買い物代行費用	個人の日用品、衣類、嗜好品等の買い物を職員が代行して行った場合に発生します。商品の購入代金とは別途のものとなります。		1回300円	
レクリエーション クラブ活動費等	レクリエーションやクラブ活動は内容に応じ実費を負担していただきます。参加は任意です。		実 費	
理美容費 (要予約) (第2・3・4月曜日)	カットのみ	1,870円	カラー(カット・ブロー込み)	5,500円
	顔そりのみ	1,100円	チオパーマ(カット・ブロー込)	5,500円
	カット・シャンプー	2,750円	シスパーマ(カット・ブロー込)	6,600円
	カット・顔そり	2,750円	パーマ + カラー	11,000円
	カット・顔そり・シャンプー	3,300円		
	カット・顔そりの 居室・ベッド対応	+300円	プレミアムメニュー	各メニュー +1,100円
クリーニングやその他嗜好品は実費でご負担いただきます。				
*長期 不在時 費用	長期外泊をされた場合には、7日目以降よりいただきます。 ※ 6日間までは介護保険による「外泊時費用」をいただきます。 (介護保険による外泊時費用は1ヶ月に6日間の算定と限定されています。)		自己負担額 1日 1,500円	

◎ 利用者負担段階について

	所得の状況	預貯金等の資産の状況
第1段階	・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者の方 ・生活保護を受給されている方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円を超え120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額120万円を超える方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下
第4段階	上記以外の方 (※4)	

社会福祉法人 溪仁会 介護老人福祉施設 月寒あさがおの郷 料金表

要 介 護 1 ～ 要 介 護 3

①は1割負担、②は2割負担、③は3割負担の料金となります。

(介護保険負担割合証記載の内容に準じます。)【ユニット型介護福祉施設サービス費Ⅰ】◎1単位=10.14円

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)〈所定単位数に14.0%を乗じた単位数〉を含めております。

【ユニット型介護福祉施設サービス費Ⅰ】

◎1単位=10.14円

要介護度	介護保険利用者負担額		利用者	食費		居住費		合計	
	日額①	月額②	負担段階	日額③	月額④	日額⑤	月額⑥	①③⑤の	②④⑥の
								日額合計	月額合計
要介護1	①775円 ②1,550円 ③2,324円	①23,235円 ②46,470円 ③69,705円	第1段階	300円	9,000円	880円	26,400円	1,955円	58,635円
			第2段階	390円	11,700円	880円	26,400円	2,045円	61,335円
			第3段階①	650円	19,500円	1,370円	41,100円	2,795円	69,135円
			第3段階②	1,360円	40,800円	1,370円	41,100円	3,505円	90,435円
			第4段階以上	1,445円	43,350円	2,660円	79,800円	①4,880円 ②5,655円 ③6,429円	①146,385円 ②169,620円 ③192,855円
要介護2	①856円 ②1,712円 ③2,568円	①25,663円 ②51,325円 ③76,987円	第1段階	300円	9,000円	880円	26,400円	2,036円	61,063円
			第2段階	390円	11,700円	880円	26,400円	2,126円	63,763円
			第3段階①	650円	19,500円	1,370円	41,100円	2,876円	86,263円
			第3段階②	1,360円	40,800円	1,370円	41,100円	3,586円	107,563円
			第4段階以上	1,445円	43,350円	2,660円	79,800円	①4,961円 ②5,817円 ③6,673円	①148,813円 ②174,475円 ③200,137円
要介護3	①942円 ②1,884円 ③2,826円	①28,264円 ②56,527円 ③84,790円	第1段階	300円	9,000円	880円	26,400円	2,122円	63,664円
			第2段階	390円	11,700円	880円	26,400円	2,212円	66,364円
			第3段階①	650円	19,500円	1,370円	41,100円	2,962円	88,864円
			第3段階②	1,360円	40,800円	1,370円	41,100円	3,672円	110,164円
			第4段階以上	1,445円	43,350円	2,660円	79,800円	①5,047円 ②5,929円 ③6,871円	①151,414円 ②179,677円 ③207,940円

## 【 要 介 護 4 ～ 要 介 護 5 】

【ユニット型介護福祉施設サービス費Ⅰ】

◎1単位＝10.14円

※上記金額は全て概算・基本料金の部分となり、状況に応じて発生する加算項目が別途発生します。

要介護度	介護保険利用者負担額		利用者	食費		居住費		合計	
	日額①	月額②	負担段階	日額③	月額④	日額⑤	月額⑥	①③⑤の日額合計	②④⑥の月額合計
要介護4	①1,025円	①30,726円	第1段階	300円	9,000円	880円	26,400円	2,205円	66,126円
			第2段階	390円	11,700円	880円	26,400円	2,295円	68,826円
	②2,049円	②61,451円	第3段階①	650円	19,500円	1,370円	41,100円	3,045円	91,326円
			第3段階②	1,360円	40,800円	1,370円	41,100円	3,755円	112,626円
	③3,073円	③92,176円	第4段階以上	1,445円	43,350円	2,660円	79,800円	①5,130円 ②6,154円 ③7,178円	①153,876円 ②184,601円 ③215,326円
要介護5	①1,105円	①33,139円	第1段階	300円	9,000円	880円	26,400円	2,285円	68,519円
			第2段階	390円	11,700円	880円	26,400円	2,375円	71,219円
	②2,209円	②66,237円	第3段階①	650円	19,500円	1,370円	41,100円	3,125円	93,719円
			第3段階②	1,360円	40,800円	1,370円	41,100円	3,835円	115,019円
	③3,313円	③99,355円	第4段階以上	1,445円	43,350円	2,660円	79,800円	①5,210円 ②6,314円 ③7,418円	①156,269円 ②189,387円 ③222,505円

予めご理解頂きますよう、宜しくお願ひ申し上げます。

- 介護保険利用者負担額には、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）〈所定単位数に14.0%を乗じた単位数〉を含めております。
- ご入居者がまだ、要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一度、お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。この際、ご入居者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

＜その他の介護保険対象となる加算表＞ 各加算項目に該当した場合、対象となります。

※負担割合が1割の場合の料金を載せています。(実際には介護保険負担割合証に記載されている内容に準じます。)

※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）を含めております。

初期加算 (30日間)	35円/日	入居から30日間加算されます。また、病院または診療所に30日を超えて入院した後に再入所した場合にも同様に30日間加算されます。
療養食加算	6円/回	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量および内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常病食、痛風食および特別な場合の検査食を提供した場合に加算されます。(1日3食を限度とし、1食を1回とします。)
経口維持加算Ⅰ	463円/月	摂取機能障害を有し、誤嚥が認められる方に対し、他職種協働により経口維持計画を作成し、特別な管理をした場合、加算されます。(原則6月間まで)
経口維持加算Ⅱ	116円/月	経口維持管理加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事摂取を支援するための観察及び会議に医師、歯科医師、歯科衛生士、または言語聴覚療法士が加わった場合1か月につき加算されます。
安全対策体制 加算	24円/日	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、加算されます。
個別機能訓練加算 Ⅰ	14円/日	作業療法士等が個別機能訓練計画に基づき、計画的に個別訓練を行う場合に加算されます。
個別機能訓練加算 Ⅱ	24円/月	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合に加算されます。
個別機能訓練加算 Ⅲ	24円/月	リハビリテーション、機能訓練、口腔、栄養の一体的取り組みを推進し、自立支援、重度化防止を効果的に進める観点から情報を関係職種間の中で共有し厚生労働省へ提出する。共有した情報を踏まえ、リハビリテーション計画または個別機能訓練計画について必要な見直しを行い、見直しの内容について関係職種に対し共有していることで加算されます。
自立支援促進加算	324円/月	医師が入居者ごとに自立支援のために特に必要な医学的評価を入居時に行うとともに、少なくとも3か月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援のための対応が必要とされる方ごとに、医師・看護師・介護職員。介護支援専門員・その他の職種の者が共同して、自立支援に係る計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施、少なくとも3か月に1回支援計画を見直し、医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合、加算されます。
科学的介護推進 体制加算Ⅰ	47円/月	入所者、利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出をした場合、加算されます。
科学的介護推進 体制加算Ⅱ	58円/月	科学的介護推進体制加算Ⅰの要件に加えて、疾病の状況や服薬情報等の情報を厚生労働省に提出した場合、加算されます。(介護老人福祉施設については、服薬情報の提出を求めないものとしており、58円/月となります。)
配置医師 緊急時対応加算 (早朝・夜間)	752円/回	緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて具体的な取り決めがされていること、複数名の医師を配置、もしくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保している場合、加算されます。早朝は6:00～8:00、夜間は18:00～22:00の時間を指します。
配置医師 緊急時対応加算 (深夜)	1,503円/回	緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法及び曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法や診察を依頼するタイミングなどについて具体的な取り決めがされていること、複数名の医師を配置、もしくは配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じて24時間対応できる体制を確保している場合、加算されます。深夜は22:00～翌6:00の時間を指します。

排せつ支援加算 Ⅰ	12 円/月	排せつに介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも6か月に1回、評価結果等を厚生労働省に提出し、当該情報を支援に活用していること、要介護状態の軽減が見込まれる場合、医師・看護師・介護支援専門員等が共同して支援計画を作成し、支援を継続して実施していること、その評価に基づき、少なくとも3か月に1回、入居者ごとに支援計画を見直している場合、加算されます。
排せつ支援加算 Ⅱ	17 円/月	排せつ支援加算Ⅰの算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合、又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について尿道カテーテルが抜去された場合に加算されます。
排せつ支援加算 Ⅲ	24 円/月	排せつ支援加算Ⅰの算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、かつおむつ使用ありから使用なしに改善した場合、又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について尿道カテーテルが抜去された場合加算されます。
生活機能向上 連携加算 Ⅰ	116 円/月	訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士や医師からの助言をうけることができる体制（通所リハビリテーション等のサービス提供の場又は ICT を活用した動画等）を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成した場合、加算されます。
生活機能向上 連携加算 Ⅱ	232 円/月	訪問リハビリテーションもしくは、通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師が介護老人福祉施設等を訪問し、個別記の訓練計画を作成した場合に加算されます。※ 個別機能訓練加算を算定している場合、113 円/月（225 円/月）338 円/月が加算されます。
日常生活継続支援 加算（Ⅱ）	53 円/日	新規のご入所者の総数のうち要介護 4～5 の割合が 70%以上または認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が 65%以上となる場合に算定となります。
若年性認知症 入所者受入加算	139 円/日	若年性認知症ご入居者に対して、指定介護福祉施設サービスを行った場合に加算されます。
栄養マネジメント 強化加算	13 円/日	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を 50（施設に常勤栄養士を 1人以上配置し、給食管理を行っている場合は 70）で除して得た数以上配置し、入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継続的な栄養管理の実施のために必要な情報を活用している場合、算定されます。
看取り加算Ⅰ （1）	84 円/日	死亡日以前 31 日以上 45 日以下について 1 日につき加算されます。
看取り加算Ⅰ （2）	167 円/日	死亡日以前 4 日以上 30 日以下について 1 日につき加算されます。
看取り加算Ⅰ （3）	786 円/回	死亡日の前日および前々日について 1 日につき加算されます。
看取り加算Ⅰ （4）	1,480 円/日	死亡日について 1 日につき加算されます。
看取り加算Ⅱ （1）	84 円/日	配置医師緊急時対応加算を算定している場合、死亡日以前 31 日以上 45 日以下について 1 日につき加算されます。
看取り加算Ⅱ （2）	167 円/日	配置医師緊急時対応加算を算定している場合、死亡日以前 4 日以上 30 日以下について 1 日につき加算されます。
看取り加算Ⅱ （3）	902 円/日	配置医師緊急時対応加算を算定している場合、死亡日の前日および前々日について 1 日につき加算されます。
看取り加算Ⅱ （4）	1,827 円/日	配置医師緊急時対応加算を算定している場合、死亡日について 1 日につき加算されます。

ADL維持加算Ⅰ	35円/月	利用者等（当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者）の総数が10人以上であり、利用者等全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目（6月目にサービスの利用があった最終月）において Barthel Index を適切に評価できる者が ADL 値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出し、評価対象利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た値が1以上の場合、算定されます。
ADL維持加算Ⅱ	69円/月	ADL維持加算Ⅰの要件の一部を満たしており、評価対象利用者等の調整済 ADL 利得を平均して得た数が3以上の場合、算定されます。
精神科医師による診療指導	5円/日	認知症であるご入居者が全ご入居者の3分の1以上を占めており、精神科の担当する医師による定期的な診療指導が月2回以上行われる場合は加算されます。
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円/月	褥瘡発生に係るリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3ヶ月に1回評価を行い、評価結果を厚生労働省に提出し、管理の実施に当たって当該情報等を活用していること、リスクがあるとされた入所者ごとに医師・看護師等・管理栄養士・介護職員・介護支援専門員の職種の者が共同して、褥瘡ケア計画を作成し、実施管理の内容や状態について定期的に記録し、少なくとも3か月に1回、計画を見直している場合に算定されます。
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	15円/月	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者について、褥瘡の発生がなかった場合に算定されます。
退所前連携加算	578円	入居期間が1月を越えるご入居者が退居し、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退居後の居宅における居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合に加算されます。
退所前訪問相談援助加算	532円	入居期間が1月を越えると見込まれる入居者が退居に先立って、入居所が退居後生活する居宅を訪問して退去後の居宅サービス等について相談援助を行った場合に加算されます。（場合によっては2回分が加算されます。）
退所後訪問相談援助加算	532円	入居者の退去後30日以内に居宅を訪問し、その入居者及び家族等に対して相談援助を行った場合に加算されます。
退所時相談援助加算	463円	入居期間が1月を越える入居者が退居し、居宅サービスや地域密着型サービスを利用する場合において、同意を得た上で退居日から2週間以内に居住地を管轄する市町村等に介護状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供した場合に加算されます。
専従常勤医師配置加算	30円/日	常勤の医師を1名以上配置している場合に加算されます。
外泊時在宅サービスを利用した時の費用	647円/日	外泊された居宅等にて、当施設によるサービス提供を受けた場合には、外泊初日と最終日以外は、所定単位数に代えて加算となります。なお、外泊期間中の居住費は加算されます。（1ヶ月に6日間まで。*外泊時費用を算定する場合は適用となりません。）
*外泊時費用	284円/日	外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は、所定単位数に代えて加算となります。なお、外泊期間中の居住費は加算されます。（1ヶ月に6日間まで）
在宅・入所相互利用加算	47円/日	在宅生活を継続する観点から、複数人があらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて、同一の個室を計画的に使用した（要介護3～要介護5までの者）場合に加算されます。
在宅復帰支援機能加算	12円/日	ご入所者が在宅へ退居するに当たりご入所者の家族との連絡調整を図り、ご入所者が希望する居宅介護支援事業者に対して必要な情報等提供した場合に加算されます。
口腔衛生管理加算Ⅰ	105円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、ご入居者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合、月に1回加算されます。
口腔衛生管理加算Ⅱ	127円/月	口腔衛生管理加算Ⅰの要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の実施に当たって、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合、算定となります。

夜勤職員配置加算 Ⅱ・ロ	22 円/日	ユニット型指定介護福祉老人施設で、夜勤を行う介護職員または看護職員の数に常勤換算方法で、1 を加えた数以上の介護職員または看護職員を配置した場合は加算されます。
看護体制加算Ⅰ・ ロ	4 円/日	指定介護老人福祉施設で、常勤の看護師を 1 名配置している場合は加算されます。
看護体制加算Ⅱ・ ロ	10 円/日	看護職員の数が常勤換算方法でご入居者の数が 2.5 又はその端数を増すごとに 1 以上であり、かつ指定介護老人福祉施設看護職員配置基準の人数に 1 名以上加えて配置している、さらに施設看護職員と病院、診療所、訪問看護ステーションの看護職員との連携により、2.4 時間の連絡体制を確保している場合に加算されます。
経口移行加算	33 円/日	医師の指示に基づき管理栄養士または、栄養士が経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った時に加算されます。(原則 180 日間まで)
認知症専門 ケア加算Ⅰ	3 円/日	認知症に占める割合が 2 分の 1 以上で、認知症介護に係る専門的な研修を修了しているものを、対象者が 20 人未満である場合にあっては、1 名以上の場合にあってチームとして専門的な認知症ケアを実施していた場合に加算されます。
認知症専門 ケア加算Ⅱ	4 円/日	認知症専門ケア加算Ⅰの基準のいずれも適合しており、指導に係る専門的な研修を修了しているものを、1 名以上配置した場合に加算されます。
認知症チームケア 推進加算Ⅰ	174 円/日	認知症チームケア推進加算Ⅱの算定要件に加え、認知症に関する所定の研修により厳格な要件が求められます。
認知症チームケア 推進加算Ⅱ	139 円/日	認知症に関する所定の研修を修了している者を 1 名以上配置し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施。個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、カンファレンスの開催、計画の作成、定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていることで加算されます。
再入所時栄養 連携加算	232 円/回	介護保険施設の入居者が医療機関に入院し、施設入居時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合であって、介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関での栄養食事指導に同席し、再入居後の栄養管理について、当該医療機関の管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画の原案を作成し、当該介護保険へ再入居した場合に 1 回に限り加算されます。
障害者生活支援体 制加算Ⅰ	31 円/日	視覚、聴覚もしくは言語機能に障がいがあるご入所者人数が 15 名以上で「障害者生活支援員」を 1 名以上配置されている場合に加算されます。
障害者生活支援体 制加算Ⅱ	47 円/日	入所障がい者数が入所者総数の 50% 以上、かつ専ら障害者支援専門員としての職務に従事する常勤の職員である者を 2 名以上配置し、かつ、障害者生活支援専門員を常勤換算方法で障害者である入所者の数を 50 で除した数に 1 を加えた以上配置している場合は加算されます。
サービス提供 体制強化加算Ⅰイ	22 円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 60 以上で、通所介護費等の算定方法の基準に該当していない場合に加算されます。
サービス提供 体制強化加算Ⅰロ	15 円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上で、通所介護費等の算定方法の基準に該当していない場合に加算されます
サービス提供 体制強化加算Ⅱ	6 円/日	看護・介護職員の総数にうち、常勤職員の占める割合が 100 分の 75 以上で、通所介護費等の算定方法の基準に該当していない場合に加算されます。
サービス提供 体制強化加算Ⅲ	6 円/日	ご入所者に直接提供する総数のうち、勤続年数 3 年以上の者の占める割合が、100 分の 30 以上で、通所介護費等の算定方法の基準に非該当場合に加算されます。
認知症行動心理症 状緊急対応加算	232 円/日	利用者に認知症の行動・心理症状が認められ、在宅での生活が困難であり緊急に入所することが適当であると医師が判断した場合、入所日から起算して 7 日を限度として算定されます。
生産性向上推進体 制加算Ⅰ	116 円/月	生産性向上推進体制加算Ⅱの要件に加え、データにより業務改善の取組による成果が確認されていることや、見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること等で算定されます。

生産性向上推進体制加算Ⅱ	12 円/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うことで算定されます。
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	12 円/月	感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していることで算定されます。
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	6 円/月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上、施設で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていることで算定されます。
協力医療機関連携加算Ⅰ	[令和6年度] 116 円/月 [令和7年度] 58 円/月	協力医療機関連携加算Ⅱの算定要件に加え、協力医療機関が次の要件を満たす場合に算定されます。① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。③ 入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
協力医療機関連携加算Ⅱ	6 円/月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催していることで算定されます。
退所時栄養情報連携加算	82 円/回	介護保険施設から、居宅、他の介護保険施設、医療機関等に退所する者の栄養管理に関する情報連携が切れ目なく行われるようにする観点から、介護保険施設の管理栄養士が、介護保険施設の入所者等の栄養管理に関する情報について、他の介護保険施設や医療機関等に提供する場合に算定されます。
退所時情報提供加算Ⅱ	289 円/回	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者の同意を得て心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に加算されます。
新興感染症等施設療養費	278 円/日	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定されます。

＜ 介護職員等処遇改善加算の算定要件 ＞

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 加算率 14.0%	加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 加算率 13.6%	加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 加算率 11.3%	加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 加算率 4.4%	・ 加算（Ⅳ）の1/2（6.2%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件） ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等

令和6.3.15 老発0315 第2号 介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方に基づきます。